

寄居町学校給食用物資納入事業者登録に関する基準

令和5年10月25日 教育長決裁

(選定基準)

第1条 学校給食用物資納入事業者の選定基準は、次のとおりとする。

(1) 経営規模

- ア 常時営業を続けていること。
- イ 工場・店舗販売等固定した営業施設を有していること。

(2) 信用状況

- ア 営業経歴が正しく経営状態が良好であること。
- イ 食品に関する法律ならびに諸規定が遵守されていること。
- ウ 引き続いて2年以上その営業に従事していること。
- エ 納税義務が履行されていること。

(3) 衛生状況

- ア 保健所の食品衛生監視又は立入検査を受けていること。
- イ 従業員の健康管理が十分に行われていること。
- ウ 製造加工事業者については、材料倉庫、製品置場、冷蔵設備、その他衛生上必要な設備が完備していること。

(4) 供給能力

指定の日時及び場所に学校給食用物資の納入ができること。

(登録申請)

第2条 学校給食用物資納入事業者登録申請手続きは、次のとおりとする。

(1) 申請の期間

- ア 申請の期間は毎年2月1日から2月末日とする。このほか、登録申請の随時受付を行うことができる。
- イ 申請の資格は前条の選定基準にすべて適合するものとする。
- ウ 申請書は寄居町立学校給食センターの所定の用紙を用いる。

(2) 申請時の提出書類

- ア 登録申請書
- イ 営業概要表及び営業経歴書
- ウ 納税（完納）証明書（コピー可）
- エ 食品衛生監視指導・立入検査票（1年以内のもの）

(登録指定)

第3条 申請のあった事業者については、給食センターで審議し、所長の承認を受けて登録指定事業者とする。

(指定書の交付)

第4条 前条により適格者として判定された者に対しては、学校給食用物資納入事業者として登録し、指定書を交付する。

(指定の有効期間)

第5条 前条に規定する指定の有効期間は1年間とする。ただし、随時受付の場合は、そ

の年度の終了する日までとする。

(更新)

第6条 前年度より引き続いて登録しようとする事業者は、営業概要表及び営業経歴書を省略して申請することができる。

(指定の取り消し)

第7条 指定事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は指定を取り消すことができる。

- (1) 学校給食用物資に適さない物資等の納品、又は学校給食センター所長の指示に再三違反したとき。
- (2) 監督官庁の命令により業務の執行を停止させられたとき。
- (3) 物資の正常な調達を阻害するような談合、その他の行為が認められたとき。

(指定事業者の自覚)

第8条 指定事業者は、学校給食用物資納入に当たっては、常に学校給食の重要性を認識し、契約の条項を遵守するとともに、寄居町立学校給食センター所長の指示に従い、誠意をもって業務を遂行しなければならない。